別表第六　南極特別保護地区ごとの要件（第十二条関係）

南極特別保護地区	要件
第一～十二南極特別保護地区	（略）
第十三南極特別保護地区	一～九　（略） 十　当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 十一　（略） 十二　当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十三　（略）
第十五～二十一南極特別保護地区	（略）
第二十二南極特別保護地区	一～七　（略） 八　当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 九　当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十・十一　（略）
第二十三南極特別保護地区	（略）
第二十四南極特別保護地区	一・二　（略） 三　毎年四月一日から翌年の一月一日までの期間は、船舶又はボートは、当該地区内の海域を航行しないこと。 四　（略） 五　原則として、航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度六百十メートル以下の空域を飛行しないこと。 六～九　（略） 十　当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 十一～十三　（略）
第二十五・二十六南極特別保護地区	（略）

別表第六　南極特別保護地区ごとの要件（第十二条関係）

南極特別保護地区	要件
第一～十二南極特別保護地区	（略）
第十三南極特別保護地区	一～九　（略） （新規） 十　（略） 十一　当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。 十二　（略）
第十五～二十一南極特別保護地区	（略）
第二十二南極特別保護地区	一～七　（略） （新規） （新規） 八・九　（略）
第二十三南極特別保護地区	（略）
第二十四南極特別保護地区	一・二　（略） （新規） 三　（略） 四　科学的調査、管理活動又は教育活動のために必要な場合を除き、航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度六百十メートル以下の空域を飛行しないこと。 五～八　（略） （新規） 九～十一　（略）
第二十五・二十六南極特別保護地区	（略）